

東京港の運河利用の ルール・マナー

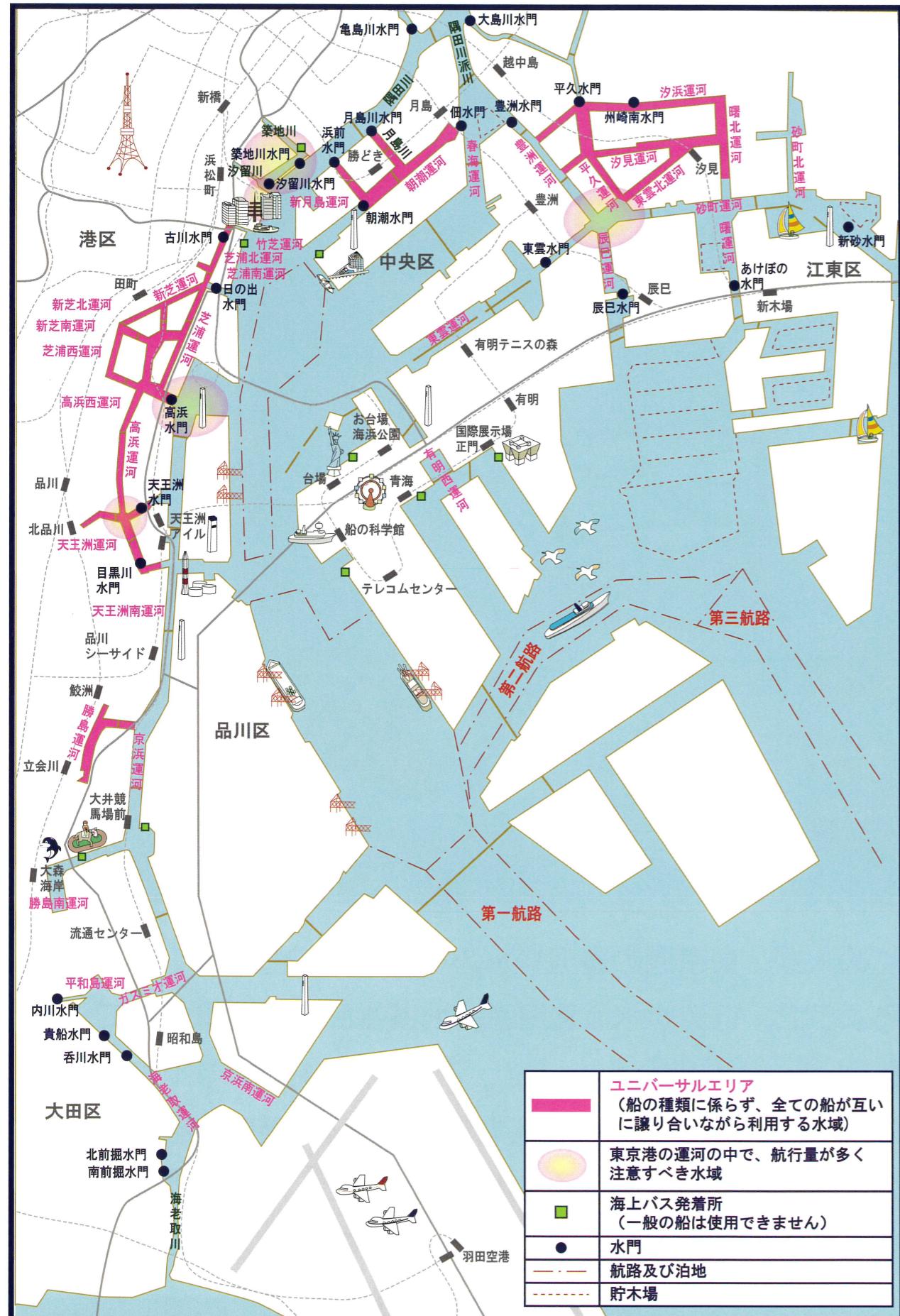


より多くの人が、東京港の運河や水辺を安全かつ快適に利用できるように、行政や水域利用者、地域住民などが協力して「**東京港の運河利用のルール・マナー**」を作りました。

利用者のみなさんそれぞれがルールを守り、自らの責任を自覚し、運河や水辺を譲り合って利用してください。また、運河周辺で生活される方々の環境に配慮し、マナーを守って航行してください。

1. ユニバーサルエリアを設けました

より多くの人々が、東京港の運河や水辺を安全かつ快適に利用できる水域「ユニバーサルエリア」を新たに設けました。下図に示すユニバーサルエリアは様々な船が利用する水域です。右記の船の種類ごとの利用・航行方法を守って、お互いに注意し、譲り合いながら利用しましょう。



2. ユニバーサルエリアの利用にあたって

船舶操縦者免許の不要な船

(カヌー、ゴムボート、ミニボートなど)



ユニバーサルエリア内を利用しましょう

利用時間：日の出から日没まで

搬入方法: エリア内に船を下ろせる公共さん橋はありません
動力船でエリア内に運ぶか、民間さん橋管理者に
ご相談ください

※ミニボート：長さ3m未満・推進機関最大出力1.5kw未満の船

船舶操縦者免許の必要な船

(プレジャーボート、水上バイクなど)



**ユニバーサルエリアを
航行する際には
必ず徐行してください**

3. ユニバーサルエリアでの航行方法

法 ※船室内を除きライフジャケットを着用してください

非動力船を利用される方

(カヌー、ゴムボートなど)

- 安全のため、次の事項を守りましょう
 - ◆ 右端を航行
 - ◆ 交差部を横断する場合は動力船優先
 - ◆ 航行中動力船を認識した場合は、右端に寄って、通過するまで待機
 - ◆ 運河の中央部や交差部には停泊しない
 - ◆ 水門付近は危険なので近づかない

- ## ○十分な安全対策を講じましょう

- ◆ 2艇以上の航行
 - ◆ 動力船の伴走
 - ◆ 監視員の配置

動力船を利用される方

(ミニボート、プレジャーボート、水上バイクなど)

- エリア周囲では騒音を極力抑えて航行しましょう
 - 引き波を立てないように徐行しましょう
特に次のような場合には、注意しましょう
 - ◆さん橋で人が乗船・下船している場所及びその周辺
 - ◆係留船の周辺
 - ◆海上作業中の水域の周辺
 - ◆イベント開催場所の周辺
 - ◆親水護岸や砂浜などのある海上公園の前面水域
 - ◆他の船舶とすれ違う場合
 - 非動力船を認識した場合は、
危険を及ぼさない速度までさらに減速しましょう

**水上バイクを利用される方は
周囲の迷惑にならないよう、
特に配慮をお願いします**

- 次のような行為はやめましょう
 - ◆複数の艇で、運河幅又は航路幅いっぱいに広がっての航行
 - ◆左側航行・高速航行・ジグザグ航行
 - ◆他の船舶への異常な接近
 - ◆必要以上に騒音を発生させる航行
 - 水門の出入り口や見通しの悪い場所、他の船とすれ違う際は、特に注意して航行しましょう

4. 東京港の運河 共通ルール・マナー

通航方法

- 右側通航の順守
- 運河の交差部では右側(右舷)に船が見えた場合は必ず停止する
- 運河内に、みだりに停泊しない
- 護岸・避難梯子等公共施設や、私有さん橋・係留船・杭等を、無断で使用しない

操船者が守ること

- 乗船前に天気予報を確認し、荒天が予想される時は出航しない
- 乗船者にライフジャケットを着用させる
- 事前に海上衝突予防法、港則法など海上での基本的なルールを確認する
- 飲酒して操舵しない
- 事前に緊急連絡先を覚える(海上保安部:118、警察:110、消防:119)
- 事故が発生した場合は、緊急連絡先に速やかに連絡する
- 航行が不自由になった場合は、速やかに安全な場所に移動し、停泊・係留する

利用マナー

- 運河およびその周辺では騒がないようにしましょう
特に、早朝・夜間は周囲で生活される方々へ十分配慮しましょう
- 護岸沿いに駐車場はありません 迷惑駐車はやめましょう
- ゴミを捨てずに持ち帰りましょう
- 自然環境や魚、鳥などの生息環境に配慮し、近づかないようにしましょう
- イベント等が行われている場所では、関係者の指示に従いましょう
- 運河沿いの柵やフェンスは乗り越えないようにしましょう

5. イベントを開催するとき

イベント開催者のみなさまへお願い

- イベントを安全に運営するため、十分な安全対策を講じた計画書を作成してください
◆監視艇の配置 ◆救助体制 ◆緊急時の連絡体制 ◆利用水域の表示など
- イベントの参加者に対して乗船前に安全講習を実施してください
- 事前に周辺水域利用者にイベント内容を周知し理解・協力を要請してください
- 運河等水域を使ってイベントを行う場合には許可等が必要となる場合がありますので、必ず事前に下記問い合わせ先にご相談下さい
- さん橋の利用者に対して、本ルール・マナーの周知・啓発にご協力下さい

東京港運河利用ルール検討会

朝潮運河ルネサンス協議会/NPO法人あそんで学ぶ環境と科学倶楽部/勝島・浜川・鮫洲運河ルネサンス協議会/
品川浦・天王洲運河ルネサンス協議会/ 芝浦ルネサンス協議会/東京都觀光汽船株/東京都漁業協同組合連合会/
寺田倉庫株/株天王洲ヤマツピア/NPO法人東海道品川宿/中川特殊鋼株/(社)日本舟艇工業会/
マリンジャーナリスト会議/三井不動産株/株ミナモ
東京海上保安部航行安全課/関東運輸局東京運輸支局/東京都港湾局

問い合わせ先(東京港運河利用ルール検討会事務局)

東京都港湾局 港湾整備部計画課

〒163-8001東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第2庁舎26階

TEL:03-5320-5613

FAX:03-5388-1578